

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 教 務 部 長
各管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)長

警 察 庁 丁 捜 二 発 第 2 号
令 和 6 年 1 月 5 日
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 二 課 長

知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いの推進について(通達)
告訴・告発については、これまでも「知能犯罪に関する告訴・告発の取扱いについて(通達)」(平成31年2月4日付け警察庁丁捜二発第17号。以下「旧通達」という。)により、その適正な取扱いを推進してきたところである。

一方、その取扱状況において、未処理事件数や受理後1年以上が経過した長期未処理事件の割合が依然として高水準で推移し、また、警察署が取り扱う告訴告発事件に係る捜査方針や処理方針について、警察本部の関与が限定的であること等により斉一的な対応が取られていない現状があることに鑑み、今般、「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について(通達)」(令和5年7月3日付け警察庁丙企画発第29号ほか)における「限られた人的リソースの有効活用の観点から業務の実施方法等の見直しを検討すべき事項」として、「業務上過失事件等の捜査の加速化」の項目の中で、各都道府県警察は、警察庁における告訴告発事件の合理的な処理方策の検討結果を踏まえ、業務の実施方法を点検し、必要な見直しを行うこととされている。

以上を踏まえ、告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いを下記により推進することとしたので、各都道府県警察においては、実効ある諸対策を講じられたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

告訴・告発は、国民が警察を最後の拠り所として犯人の処罰を求めてくるものであり、警察捜査に対する期待や関心が高いことから、その受理・処理が適正に行われないことにより、結果として警察に対する国民の信頼が損なわれることのないよう、告訴・告発相談から受理後の処理に至るまでの各段階において、その取扱いが迅速かつ適正なものである必要がある。

また、迅速かつ適正な取扱いの確保を前提とした上で、警察組織内部の限られた人的リソースの有効活用の観点からは、告訴・告発に係る専門性の高さを踏まえた人材の質的向上や、警察本部の指導・管理の強化等を含めた事件処理の見通しを早

い段階で立てること等による業務の実施方法の合理化・効率化が不可欠である。この点、人材の質的向上や警察本部の指導・管理の強化等による業務の実施方法の合理化・効率化は、告訴・告発に係る組織的対応力の強化に繋がり、取扱いの更なる迅速化・適正化が期待されることから、各都道府県警察においては、積極的な検討を行う必要がある。

2 迅速かつ適正な取扱いの推進

告訴・告発の取扱いにおける迅速性・適正性の確保のため、相談から受理後の処理に至るまでの各段階において、以下の点に留意すること。

- (1) 告訴・告発相談については、相談者の立場に立って誠実に対応し、要件を充足しているものについては、迅速に受理すること。
- (2) 告訴・告発の要件検討に際しては、複雑な事案で一定の財務捜査を経なければ事件性が判然としないなど特別な事情がある場合を除き、最初の相談日から3か月以内に受理又は不受理の判断を行うよう努めること。
- (3) 告訴・告発受理後は、告訴人・告発人の立場を考慮し、速やかに捜査を行い迅速に処理すること。

3 警察本部による指導・管理の強化等

(1) 捜査の進捗状況等の把握・管理

本部捜査第二課は、警察署が取り扱う告訴・告発について、相談の有無、受理・不受理の別、捜査の進捗状況等の把握・管理に努めること。

(2) 警察署に対する指導の強化

本部捜査第二課は、引き続き、告訴専門官を中心とした専門指導体制の充実・強化を図るとともに、本部告訴・告発センター等と緊密に連携し、警察署における告訴・告発の相談段階からその内容を把握し、例えば特段の事情もないのに、捜査によらなければ解明できないような事項についてまで相談者に疎明資料の提出を求め、それがなされないことを理由に受理を拒むといった不適切な対応がなされていないか確認すること。また、事実関係が複雑で、受理に当たって慎重な検討を要すると認められる案件については、当該警察署において迅速かつ適正な取扱いが確保されるよう、その擬律判断、疎明資料、受理の可否等についてきめ細かな指導を行うこと。

加えて、本部捜査第二課は、警察署が取り扱う告訴・告発について、その受理及び処理が合理的かつ効率的に行われるよう、(1)にて把握した捜査の進捗状況等や、各都道府県警察本部・警察署の捜査体制、告訴・告発の受理件数等の実情に応じ、捜査方針の樹立、早期処理に至るための各段階における必要十分な捜査事項等について現地指導等を含めた具体的な指導、地検協議の支援等を積極的に行うこと。

(3) 柔軟な捜査応援の実施

本部捜査第二課は、未処理事件が滞留している警察署に対しては、必要に応じ

て本部捜査員を派遣して集中的に捜査するなど、効率的かつ迅速な処理が可能となるような措置を講じること。

また、警察署が取り扱う告訴・告発について、捜査員を集約して集中的に捜査をすることが業務の合理化・効率化の観点から有効と認められる場合には、各都道府県警察本部・警察署の捜査体制等の実情を踏まえつつ、捜査員の応援派遣を積極的に検討すること。

例えば、以下のような事案については、捜査員を集約して集中的に捜査することが有効と考えられる。

- ア 時効が切迫している事案
- イ 大きな社会的反響が予想される事案
- ウ 財務捜査が求められる事案
- エ 被害額が大きい事案
- オ 被疑者又は関係者が多数存在する事案
- カ その他警察署が単独では処理できないと思われる事案

(4) その他業務の合理化・効率化に資する取組の推進

本部捜査第二課は、告訴・告発の受理及び処理に関し、警察署と本部捜査第二課との間での調整等が円滑となるよう、警察署及び本部捜査第二課がそれぞれ行うべき業務等を警察署と事前に共有するなど、業務の合理化・効率化に資するような取組を推進すること。

4 警察署における対応

警察署における告訴・告発相談に対しては、刑事課の係長以上の者が対応し、刑事課長が要件充足性を適正に見極め、警察署長指揮の下、受理又は不受理の判断をすること。

刑事課長は、知能犯捜査係の業務負担状況を的確に把握し、事実関係が複雑な案件については、知能犯捜査経験が豊富な捜査員を充てるなど、捜査員の過重な負担を解消するとともに、捜査体制を適宜見直し、必要な捜査項目を的確に抽出した上で、合理的かつ迅速な捜査指揮に努めること。

知能犯捜査員は、告訴・告発の取扱いが知能犯捜査の原点であるという認識に立ち、告訴・告発に係る事案の的確な見極めと事案に応じた適切な事件化等の対応を通じ、知能犯捜査の知識・技能の向上に努めること。

5 警察庁との緊密な連携

都道府県警察は、大きな社会的反響が予想される事案や全国的に波及する事案等の告訴・告発について、相談を受理した段階で、速やかに警察庁に報告すること。

6 検察庁との連携

告訴・告発の処理に関して、検察庁との検討会を適宜開催するなど、検察庁と連携して効率的に対応すること。

検察庁との検討会においては、特に難解な事案や捜査を尽くしても進展が望めな

いような事案について、案件ごとに具体的な処理方針や必要な捜査事項を十分に打ち合わせるとともに、必要に応じて捜査第二課長自らが検察庁と協議するなど、早期処理の実現のために必要な対応を行うこと。

7 適時適切な評価と士気の高揚

告訴・告発の評価に関しては、相談の取扱状況、事件受理・処理件数及び事件処理の困難性等の検挙功労を総合的に勘案するとともに、地道な努力により長期未処理事件を解決するなどの潜在的な功労も見逃すことなく、迅速適正な取扱いの推進に寄与したと認められる警察署や捜査員を積極的に賞揚すること。